

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示	ページ
字の区域の変更(一〇八〇・市町村課).....	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(一〇八一・福祉政策課).....	2
生活保護法による医療機関の指定(一〇八二・福祉政策課).....	2
生活保護法による施術者の指定(一〇八三・福祉政策課).....	4
生活保護法による指定医療機関の変更(一〇八四・福祉政策課).....	4
生活保護法による医療機関の事業の休止(一〇八五・福祉政策課).....	4
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(一〇八六・秋田中央保健所).....	5
特定鳥獣保護管理計画の策定のための公聴会の開催(一〇八七・自然保護課).....	5
肥料の登録の失効(一〇八八・水田総合利用課).....	5
道路区域の変更(一〇八九・道路課).....	5
道路の供用開始(一〇九〇、一〇九一・道路課).....	6
開発行為に関する工事の完了(一〇九二・北秋田地域振興局建設部).....	6
開発行為に関する工事の完了(一〇九三・仙北地域振興局建設部).....	7
公告	
公的個人認証サービスにおける秋田県認証局及びブリッジ認証局の自己署名証明書 のフィンガープリントの変更(情報企画課).....	7
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部).....	7
県営土地改良事業の換地計画の決定(平鹿地域振興局農林部).....	7
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(一九・教育庁総務課).....	7

告示

秋田県告示第千八十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、北秋田市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十七年十二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
北秋田市綴子字家下夕 一、二、五、六、一三、一四、一〇七、一〇九、 一一から一六まで、一九から二三まで、一 二四、二八、一三〇から一三三まで及びこれらの 区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	北秋田市綴子字前田
北秋田市綴子字前田 一、二七の一の一部及びこの区域に隣接する水路で ある公有地の全部	北秋田市綴子字家下夕
北秋田市綴子字山神堂下 一の一の一部、一二三の一部、一二三、一二四の 一部、一二五の一の一部、一四六の二及びこれらの 区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	北秋田市綴子字市六
北秋田市綴子字市六 一八の一、一九、二二、四三の一及びこれらの区 域に介在する水路である公有地の全部	北秋田市綴子字小田谷 地
北秋田市綴子字小田道下 六五の一部、六七、六八の二及びこれらの区域に 隣接介在する水路である公有地の全部	北秋田市綴子字小田道下

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
<p>北秋田市綴子字小田 一、二に隣接する水路である公有地の全部</p>		<p>北秋田市綴子字小田道 下</p>		
<p>北秋田市綴子字小田 二の一、二の三、三、五に隣接する道路、水路である公有地の全部</p>				
<p>北秋田市綴子字小田谷地 一、二の三の一部及びこの区域に隣接する道路、水路で</p>				
<p>公立横手病院</p>	横手市長	横手市根岸町五番三十一号		平成十七年九月三十日
<p>町立大森病院</p>	大森町長	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百五		平成十七年九月三十日
<p>大森町立坂部診療所</p>	大森町長	横手市大森町坂部字開百十二番地の三		平成十七年九月三十日
<p>増田町狙半内診療所</p>	増田町長	横手市増田町狙半内字中村百四十六番地の二		平成十七年九月三十日
<p>増田町特定診療所</p>	増田町長	横手市増田町増田字中町九十五番地		平成十七年九月三十日
<p>仁賀保町国民健康保険小出診療所</p>	仁賀保町長	にかほ市中三地字前田十四の一		平成十七年九月三十日
<p>仁賀保町国民健康保険院内診療所</p>	仁賀保町長	にかほ市院内字メカケ八の一		平成十七年九月三十日

秋田県告示第千八百八十二号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

号の規定に基づき、告示する。
平成十七年十二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

ある公有地の一部並びに七、八の一、八の二に隣接する道路、水路である公有地の一部

秋田県告示第千八百八十一号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十七年十二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

有限会社 みどり薬局	ライナス薬局	長沼医院	くどう整形外科	かとうファミリークリニック	にかほ市国民健康保険院内診療所	にかほ市国民健康保険小出診療所	横手市増田町特定診療所	横手市増田町狙半内診療所	横手市大森町坂部診療所	市立大森病院	市立横手病院
有限会社みどり薬局 代表取締役	有限会社ライナス・プランケット 代表取締役	長沼敏雄	工藤宏次	加藤純司	にかほ市長職務執行者	にかほ市長職務執行者	横手市長職務執行者	横手市長職務執行者	横手市長職務執行者	横手市長職務執行者	横手市長職務執行者
大仙市大曲船場町一丁目六番四号	山本郡八森町字古屋敷十三番地六	男鹿市船越字本町十三番五	大仙市大曲船場町一丁目六番三号	仙北市田沢湖生保内字浮世坂七十四一	にかほ市院内字メカケ七の一	にかほ市中三地字前田十四の一	横手市増田町増田字中町九十五番地	横手市増田町狙半内字中村百四十六番地の一	横手市大森町坂部字開百十二番地の三	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百五	横手市根岸町五番二十一
調剤薬局	調剤薬局	内科、胃腸科	整形外科、リハビリテーション科	内科、呼吸器科、胃腸科、循環器科、小児科、アレルギー科	内科、小児科	内科、小児科	耳鼻咽喉科	内科	内科	内科、神経内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、リハビリテーション科	内科、精神科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、リハビリテーション科、放射線科、アレルギー科、他
平成十七年十一月十五日	平成十七年十一月十五日	平成十七年十一月十五日	平成十七年十一月十五日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日

荘司歯科医院	荘 司 薫	雄勝郡羽後町貝沢字雀田十三二	歯科	平成十七年十一月一日
--------	-------	----------------	----	------------

秋田県告示第千八百三十三号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定

したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年十二月二十七日
 秋田県知事 寺 田 典 城

野 呂 互	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
わたる治療院		能代市緑町三二二五	あん摩マッサージ指圧	平成十七年十一月十四日

秋田県告示第千八百四十四号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

基づき、告示する。
 平成十七年十二月二十七日
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後	
かいせい訪問看護ステーション	社会福祉法人 男鹿偕生会 理事	男鹿市船越字前野四十三番地の一	男鹿市船越字前野四十三番地の一	男鹿市脇本脇本字大石館九十番地の一	平成十七年十一月一日

秋田県告示第千八百五十五号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。
 平成十七年十二月二十七日
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	医療法人 富永皮膚科医院	開設者氏名又は名称	医療法人 富永皮膚科医院 理事長	所 在 地	大仙市大曲黒瀬町六番三十三 五号	休 止 年 月 日	平成十七年十月二十九日
-----	--------------	-----------	---------------------	-------	------------------	-----------	-------------

秋田県告示第千八百八十六号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	たむらクリニック	所 在 地	男鹿市脇本脇本字上野百十番四	辞 退 年 月 日	平成十七年十二月三十一日
-----	----------	-------	----------------	-----------	--------------

秋田県告示第千八百八十七号
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化

に関する法律施行細則（昭和五十四年秋田県規則第二十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 日時 平成十八年一月二十日（金）午後一時三十分
- 二 場所 能代市御指南町一番十号 秋田県山本地域振興局庁舎 大会議室
- 三 案件 秋田県二ホンザル保護管理計画の策定について
- 四 公聴会開催に関する問い合わせ先
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県生活環境文化自然保護課（電話番号〇一八八六〇一六一三）

秋田県告示第千八百八十八号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

登 録 番 号	秋田県 第二百五号	肥 料 の 種 類 及 び 名 称	混合有機質肥料 「米の精」肥料二号	保 証 成 分 量（％） そ の 他 の 規 格	窒素全量三・〇 リン酸全量三・〇 カリ全量一・〇	生 産 業 者	氏名又は名称 サンワイズ 有限会社	住 所	秋田市保戸野鉄砲町四番地二十 五号	失 効 年 月 日	平成十七年十月二十九日
---------	--------------	----------------------	----------------------	-----------------------------	--------------------------------	---------	-------------------------	-----	----------------------	-----------	-------------

秋田県告示第千八百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

り道路の区域を変更する。
平成十七年十二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区 間
	新	旧		
	檜淵横渡線	檜淵横渡線		由利本荘市東由利宿字樋掛四四番三から蔵字漆原二六番三まで
	檜淵横渡線			敷地の幅員(メートル) 四・五〇〇～五四・〇〇〇
				延長(キロメートル) 〇・二七一

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十七年十二月二十七日から平成十八年一月十三日まで

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十七年十二月二十七日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県道	檜淵横渡線	由利本荘市東由利蔵字漆原四三番二から一六番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十七年十二月二十七日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十七年十二月二十七日から平成十八年一月十三日まで

秋田県告示第九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとお

り道路の供用を開始する。

平成十七年十二月二十七日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県道	鷹巣川井堂川線	北秋田市鷹巣字本屋敷六九番一地先から一六番三地先まで

二 供用開始の期日 平成十七年十二月二十七日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十七年十二月二十七日から平成十八年一月十三日まで

秋田県告示第九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、平成十七年十月七日付け指令北建 一八一八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十七年十二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市清水四千五百一番地一

- 株式会社コメリ 代表取締役 雄一郎
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
北秋田市米内沢字柳原十四番十及び十五番一

秋田県告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成十七年七月四日付け指令仙建 一九 三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年十二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市八橋鯉沼町九番五十二号

秋田ダイハツ販売株式会社 代表取締役 川喜田 明 仁

- 二 開発区域に含まれる地域の名称

大仙市花館字鶴田四十四番、四十五番、四十六番及び四十七番

公 告

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の規定に基づく公的個人認証サービスに係る秋田県認証局及びブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリントを次のとおり変更したので、公告する。

平成十七年十二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 秋田県認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

秋田県認証局の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA 1	1339 7658 4A2F D7F7 572A F92C 7E01 FBF7 94AA 989B

- 二 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

ブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA 1	2DFF 6336 E33A 4829 AA00 9F01 A180 1EE7 EBA5 82BB

- 三 その他

一及び二に掲げるフィンガープリントについては、これらを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、空白又は「…」の有無等表示が異なる場合がある。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、大館市土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年十二月十九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第二項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（北阿気地区担い手育成基盤整備事業）換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年十二月二十七日から平成十八年一月三十一日まで
- 三 縦覧場所 横手市役所

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十九号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十七年十二月二十七日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

- 一 日時 平成十八年一月六日 午後三時三十分
- 二 場所 教育委員会委員室

- 三 案件
- (一) 職員の人事についての専決処分報告
 - (二) 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案
 - (三) 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則案
 - (四) 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案
 - (五) 秋田県スポーツ振興審議会委員の任命
 - (六) その他

正 誤

平成十七年十二月十三日(第七百三十五号)掲載の秋田県告示第四十三号(土砂災害警戒区域の指定)
 (原稿誤り)
 七ページ上段表中

焼山下	区域名	区	区域
鹿角市十和田岡田字焼山下夕、蟹沢村下及び蟹沢			
中岱	区域名		

の誤り。

鹿角市十和田大湯字中岱	区	域
-------------	---	---

発行者 秋 田 県

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六
 E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp
 FAX(863)〇〇〇五
 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原 繁雄

